

平成 20 年 6 月 定例会（第 289 回）  
7 月 10 日

[今井光子議員賛成討論](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

地域医療の充実・強化を求める意見書（案）

平成20年 6月 定例会（第289回）

平成二十年

第二百八十九回定例奈良県議会会議録 第五号

六月

平成二十年七月十日（木曜日）午後一時三分開議

出席議員（四十四名）

一番	小林茂樹	二番	藤井 守
三番	井岡正徳	四番	浅川清仁
五番	岡 史朗	六番	大国正博
七番	尾崎充典	八番	藤野良次
九番	宮本次郎	一〇番	松尾勇臣
一一番	上田 悟	一二番	山本進章
一三番	中野雅史	一四番	田中惟允
一五番	畠 真夕美	一六番	森山賀文
一七番	森川喜之	一八番	高柳忠夫
一九番	中野明美	二〇番	山村幸穂
二一番	岩田国夫	二二番	神田加津代
二三番	安井宏一	二四番	奥山博康
二五番	荻田義雄	二六番	粒谷友示
二七番	丸野智彦	二八番	岩城 明
二九番	藤本昭広	三〇番	田尻 匠
三一番	今井光子	三二番	田中美智子
三三番	國中憲治	三四番	中村 昭
三五番	辻本黎士	三六番	米田忠則
三七番	新谷紘一	三八番	出口武男
三九番	秋本登志嗣	四〇番	小泉米造
四一番	服部恵竜	四二番	山下 力
四三番	梶川虔二	四四番	川口正志

議事日程

- 一、平成二十年度議案、議第四十二号から議第五十三号、報第一号から報第二十号及び平成十九年度議案、報第三十号並びに請願第二号
- 一、意見書決議
- 一、議長の辞職及び同選挙

## 一、副議長の辞職及び同選挙

-----  
○議長（辻本黎士） これより本日の会議を開きます。  
会議時間を午後十二時まで延長します。

-----  
○議長（辻本黎士） この際、お諮りします。

意見書決議、議長の辞職及び同選挙、副議長の辞職及び同選挙、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長、副委員長及び委員の辞職及び同選任、議会運営委員会の閉会中審査事件の上程と同採決、追加議案の上程及び同採決を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

-----  
○議長（辻本黎士） 次に、平成二十年度議案、議第四十二号から議第五十三号、報第一号から報第二十号及び平成十九年度議案、報第三十号並びに請願第二号を一括議題とします。

まず、所管の委員会に付託しました各議案、及び請願に対する審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務警察委員長の報告を求めます。――四番浅川清仁議員。

◆四番（浅川清仁） 総務警察委員会のご報告を申し上げます。

去る七月七日の本会議におきまして、総務警察委員会に付託を受けました議案及び請願の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、七月八日に委員会を開催し、付託されました議案十一件及び請願一件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、日本共産党委員から、平成二十年度議案、議第四十四号につきましては、今回の改正でも損益通算の上限は設けられておらず、金融資産を持つ富裕層に対する優遇を広げるものとなるとの理由から反対であるとの意見の開陳がありました。また、平成二十年度議案、議第四十八号につきましては、民主党委員からは、安全で安心して暮らせるまちづくりは、地域における防災・子育て・高齢者支援や様々な環境整備が主たる課題であるべきこと、また、日本共産党委員からは、自主的な県民の活動といいながら、警察主導で防犯に突出した条例は、私生活への警察介入を増大させるおそれがある等の理由により、それぞれ反対であるとの意見の開陳がありましたので、以上二議案については、起立採決の結果、賛成多数をもちまして、また、平成二十年度議案、議第五十三号、報第十九号、平成十九年度議案、報第三十号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

また、平成二十年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第五号から報第七号、報第十八号及び報第二十号中・当委員会所管分につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

次に、請願第二号、「和歌山線に観光SLを走らせ沿線地域を活性化する広域事業に関する請願書」につきましては、全会一致をもちまして継続審査とすることに決しました。

以上が、付託を受けました議案及び請願の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち、行財政問題、地域振興対策及び警察行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、総務警察委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本黎士） 次に、厚生委員長の報告を求めます。一一十五番畠真夕美議員。

◆十五番（畠真夕美） 厚生委員会のご報告を申し上げます。

去る七月七日の本会議におきまして、厚生委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、七月九日に委員会を開催し、付託されました議案十二件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、日本共産党委員から、平成二十年度議案、議第四十七号につきましては、ホテル誘致が優先され、プールが廃止されることは認められないこと、平成二十年度議案、報第十九号中「公立大学法人奈良県立医科大学が徴収する料金の上限の変更の認可について」につきましては、診療報酬が四年連続でマイナスであり、これでは医療が守れないとの理由により、それぞれ反対であるとの意見の開陳がありましたので、起立採決の結果、賛成多数をもちまして、また、平成二十年度議案、議第四十二号、議第四十三号中・当委員会所管分、議第四十五号、議第四十六号、報第十九号中「平成二十年度奈良県病院事業費特別会計補正予算（第一号）」、報第十九号中「平成二十年度奈良県病院事業費特別会計補正予算（第二号）」、報第十九号中「損害賠償額の決定について」につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

また、平成二十年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第二号、報第八号から報第十号、報第二十号中・当委員会所管分につきましては、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち社会福祉、保健・医療及び生活環境行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中において

も継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本黎士） 次に、経済労働委員長の報告を求めます。一一二十二番神田加津代議員。

◆二十二番（神田加津代） 経済労働委員会のご報告を申し上げます。

去る七月七日の本会議におきまして、経済労働委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、七月九日に委員会を開催し、付託されました議案九件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成二十年度議案、議第四十九号中・当委員会所管分、議第五十号中・当委員会所管分、議第五十二号及び報第十九号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

また、平成二十年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第十一号から報第十四号につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち最近の経済の動向に対応する県下の農林業並びに商工労働対策につきまして、引き続き、調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、経済労働委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本黎士） 次に、建設委員長の報告を求めます。一一十二番山本進章議員。

◆十二番（山本進章） 建設委員会のご報告を申し上げます。

去る七月七日の本会議におきまして、建設委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきましてご報告を申し上げます。

当委員会は、七月九日に委員会を開催し、付託されました議案十一件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、日本共産党委員から、平成二十年度議案、議第四十三号中・当委員会所管分につきましては、建築確認という本来公共の行為を民間が代行するという問題をあいまいにしたまま、審査手数料を引き上げることは本末転倒であるとの理由により、反対であるとの意見の開陳がありましたので、起立採決の結果、賛成多数をもちまして、また、平成二十年度議案、議第四十九号中・当委員会所管分、議第五十号中・当委員会所管分及び議第五十一号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、平成二十年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第三号、報第四号、報第十五号から報第十七号及び報第二十号中・当委員会所管分につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管分に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち土木行政及び水道事業の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、建設委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本黎士） 次に、文教委員長の報告を求めます。――三十番田尻匠議員。

◆三十番（田尻匠） 文教委員会のご報告を申し上げます。

去る七月七日の本会議におきまして、文教委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、七月八日に委員会を開催し、付託されました議案一件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成二十年度議案、報第一号中・当委員会所管分につきましては、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管分に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち学校教育及び社会教育の充実振興につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、文教委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本黎士） 委員長報告に対する質疑、討論を省略し、これより採決に入ります。

まず、平成二十年度議案、議第四十三号、議第四十四号及び議第四十七号について、起立により採決します。

以上の議案については、厚生委員長、建設委員長及び総務警察委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、以上の議案三件については、それぞれ厚生委員長、建設委員長及び総務警察委員長報告どおり決しました。

次に、平成二十年度議案、議第四十八号について、起立により採決します。

本案については、総務警察委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案については、総務警察委員長報告どおり決しました。

次に、平成二十年度議案、報第十九号について、分割して採決します。

議案のうち、「公立大学法人奈良県立医科大学が徴収する料金の上限の変更の認可について」を起立により採決します。

本件を、厚生委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本件は、厚生委員長報告どおり決しました。

お諮りします。

報第十九号のうち、残余の「平成二十年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計補正予算(第一号)」、「平成二十年度奈良県病院事業費特別会計補正予算(第一号)」、「平成二十年度奈良県病院事業費特別会計補正予算(第二号)」、「奈良県税条例の一部を改正する条例」、「奈良県税条例及び奈良県森林環境税条例の一部を改正する条例」、「和解について」二件、及び「損害賠償額の決定について」については、経済労働委員長、厚生委員長及び総務警察委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、本件は経済労働委員長、厚生委員長、総務警察委員長報告どおり決しました。

お諮りします。

平成二十年度議案、議第四十二号、議第四十五号、議第四十六号、議第四十九号から議第五十三号、及び報第一号から報第十八号、報第二十号並びに平成十九年度議案、報第三十号、及び請願第二号並びに議会閉会中の審査事件については、各常任委員長報告どおり、それぞれ決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ各常任委員長報告どおり決しました。

-----  
○議長(辻本黎士) 次に、三十三番国中憲治議員より、意見書第五号、国産材を利用した住宅の建築促進に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、国中憲治議員に趣旨弁明を求めます。――三十三番国中憲治議員。

◆三十三番（国中憲治） 意見書第五号、国産材を利用した住宅の建築促進に関する意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第五号

国産材を利用した住宅の建築促進に関する意見書（案）

森林には、国土の保全、災害の防止、自然環境の保全、水源のかん養等の多くの公益的機能がある。特に、京都議定書による温室効果ガス六%削減の約束達成のため、森林の二酸化炭素吸収量の確保に向けた着実な取組が求められている。

しかしながら、木材価格の低迷による林業の採算性の低下から、森林所有者の森林整備に対する意欲が減退し、間伐等が行われず、森林の機能が十分に発揮できない状況にある。

平成十八年に成立した「住生活基本法」で、現在及び将来の国民の住生活の基盤である良質な住宅の供給等を基本理念として、住生活の安定の確保及び向上の促進のために必要な施策を講じることが明記されたところであるが、国産材を利用した住宅の建築促進が住生活の向上につながる好機と捉え、国産材の需要拡大につながる諸施策を実施し、森林整備を活性化させることが求められている。また、建築基準法の改正による新設住宅着工戸数の落ち込みが回復しつつある状況にあって、木造住宅に関する建築基準法の四号特例の見直しにあっては、円滑な実施ができるよう適切な国の指導が望まれている。

よって、国におかれては、以上の現状を踏まえ、次の事項について取り組むよう強く要望する。

1 国産材の建築材料について、住宅の長寿命化に対応するための技術開発及び実用化の支援を行うこと。

2 国産材を利用して住宅を建築する者のための融資制度や税制上の軽減措置を充実すること。

3 国産材を利用した住宅の建築に関する普及啓発の推進に努めること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十年七月十日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（辻本黎士） 五番岡史朗議員。

◆五番（岡史朗） ただいま国中憲治議員から提出されました意見書第五号、国産材を利用した住宅の建築促進に関する意見書（案）に賛成をいたします。

○議長（辻本黎士） 十番松尾勇臣議員。

◆十番（松尾勇臣） ただいま国中憲治議員から提出されました意見書第五号、国産材を利用した住宅の建築促進に関する意見書（案）に賛成します。

○議長（辻本黎士） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。



意見書第五号については、三十三番国中憲治議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

-----  
○議長（辻本黎士） 次に、十八番高柳忠夫議員より、意見書第六号、地域医療の充実・強化を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、高柳忠夫議員に趣旨弁明を求めます。――十八番高柳忠夫議員。

◆十八番（高柳忠夫） 意見書第六号につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第六号

#### 地域医療の充実・強化を求める意見書（案）

少子・高齢化の進展、医療ニーズの多様化など我が国の医療を取り巻く環境は大きく変化してきている。また、医師や看護師をはじめとした医療スタッフの不足は、いまや大きな社会問題となり、地域医療をめぐる「医療過疎」や「医療の貧困」ともいえる状況は、日本全国で惹起している。

しかしながら、政府と経済財政諮問会議等は、急速な少子高齢化の中で増大せざるを得ない医療サービスや医療保険財政を、歳出抑制によって乗り切ろうとしているが、その限界は誰の目にも明らかである。

加えて昨年末には、総務省より公立病院改革ガイドラインが示され、経営の健全性が強調されるあまり、救急医療、へき地医療、小児・周産期医療など、採算の取れない地域医療を支えてきた公立病院は、その施策の転換や存続さえ危ぶまれている。

地域医療は、住民の生命・健康に直結する必要不可欠な公共サービスであり、国民が安心と信頼の上に地域医療にアクセスできる医療提供体制を確保することは、国の責務である。

よって、国におかれては、全国民が等しく安心と信頼のできる医療を受けることができるよう、次の事項を強く要望する。

1 社会保障費の二千二百億円の抑制は、年金生活者をはじめとする社会的弱者の生活を直撃するとともに、地域医療の貧困化を助長している。来年度の政府予算を編成するにあたり、このキャップ制を廃止すること。

2 崩壊の危機に直面している地域医療を守る医療財源の確保を確実に図ること。

3 地域医療を担う医師・看護師等の確保と養成のための支援体制を強化すること。

4 「公立病院改革プラン」の策定にあたっては、画一的な指導・助言をすることなく、今後策定される地域ごとの「公立病院改革プラン」を最大限に尊重すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十年七月十日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻本黎士） 一番小林茂樹議員。

◆一番（小林茂樹） ただいま高柳忠夫議員から提案されました意見書第六号、地域医療の充実・強化を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（辻本黎士） 三十一番今井光子議員。

◆三十一番（今井光子） ただいま高柳忠夫議員から提案されました意見書第六号、地域医療の充実・強化を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（辻本黎士） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第六号については、十八番高柳忠夫議員の動議のとおり決することにござ異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（辻本黎士） 次に、九番宮本次郎議員より、意見書第七号、地球温暖化対策の推進を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、宮本次郎議員に趣旨弁明を求めます。――九番宮本次郎議員。

◆九番（宮本次郎） 意見書第七号、地球温暖化対策の推進を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第七号

地球温暖化対策の推進を求める意見書（案）

二〇〇八年に京都議定書の第一約束期間を迎え、洞爺湖サミットにおいて地球温暖化対策が主要議題になることは必至であり、地球温暖化対策は国内外の最重要課題になっている。

温室効果ガスの排出量を一九九〇年の水準から六％削減することが京都議定書で決めた日本の国際公約となっているが、温室効果ガスは一向に減る気配がなくその達成があやぶまれている。

我が国は、自らの国際公約の実現に向けて着実に対策を推進するとともに、サミット議長国として、ポスト京都議定書の策定において世界に向けてリーダーシップを発揮していく必要がある。地球環境問題は各国の複雑な利害関係がぶつかり、国際的な合意を得ることには困難が伴うだけに、日本自身が明確なビジョンを確立し、先進的な取り組みを示す必要がある。

よって、国におかれては、次の事項について取り組まれるよう強く要望する。

- 1 中長期の温室効果ガス削減目標を設定すること。
- 2 欧米諸国のように政府と産業界とのCO<sub>2</sub>排出削減協定を結ぶこと。
- 3 産業界を中心にCO<sub>2</sub>排出量に応じた地球温暖化対策税の導入について検討すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十年七月十日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本黎士） 十五番畠真夕美議員。

◆十五番（畠真夕美） ただいま宮本次郎議員から提案されました意見書第七号、地球温暖化対策の推進を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（辻本黎士） 十六番森山賀文議員。

◆十六番（森山賀文） ただいま宮本次郎議員から提案されました意見書第七号、地球温暖化対策の推進を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（辻本黎士） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第七号については、九番宮本次郎議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（辻本黎士） 次に、六番大国正博議員より、意見書第八号、携帯電話リサイクルの推進を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、大国正博議員に趣旨弁明を求めます。――六番大国正博議員。

◆六番（大国正博） 意見書第八号、携帯電話リサイクルの推進を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第八号

携帯電話リサイクルの推進を求める意見書（案）

レアメタルを含む非鉄金属は我が国の産業競争力の要とも言われており、その安定確保は我が国の産業にとって重要な課題である。近年、国際価格の高騰や資源獲得競争の激化により、その確保に懸念が生じている。

貴重な鉱物資源をめぐるこのような状況を受け、資源エネルギー庁に設置された「資源戦略研究会」が平成十八年にとりまとめた報告書「非鉄金属資源の安定供給確保に向けた

戦略」では、使用済み製品に使われたレアメタルの再利用推進が重視されている。なかでも普及台数が一億台を超えている携帯電話には、リチウム、希土類、インジウム、金、銀などが含まれており、これらを含んだ使用済み携帯電話は他のレアメタルなどを含む使用済み製品とともに「都市鉱山」として、適切な処理と有用資源の回収が期待されている。

しかし、使用済み携帯電話の回収実績は二〇〇〇年の約一千三百六十二万台をピークに減少傾向が続いており、二〇〇七年には約六百四十四万台に半減している。回収率向上のための課題として、携帯電話ユーザーへのリサイクル方法の情報提供、携帯電話のリサイクル活動を行うMRN（モバイル・リサイクル・ネットワーク）の認知度向上、ACアダプター等の充電器を標準化することによる省資源化などが指摘されているところである。

よって、国におかれては、使用済み携帯電話の適正な処理とレアメタル等の有用な資源の回収促進を図るため、次の事項について早急な対策を講じるよう強く要望する。

1 携帯電話の買い換え・解約時においてユーザーに対して販売員からリサイクルの情報提供を行うことを定める等、携帯電話の回収促進のために必要な法整備を行うこと。

2 携帯電話ユーザーに対する啓発、携帯電話回収促進につながる企業・団体の取り組みを支援する施策を行うこと。

3 ACアダプター等充電器の標準化や取り扱い説明書の簡略化等による省資源化を実現すること。

4 レアメタルなどの高度なリサイクル技術の開発に加え、循環利用のための社会システムの確立を目指すこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十年七月十日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（辻本黎士） 三番井岡正徳議員。

◆三番（井岡正徳） ただいま大国正博議員から提案されました意見書第八号、携帯電話リサイクルの推進を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（辻本黎士） 二十四番奥山博康議員。

◆二十四番（奥山博康） ただいま大国正博議員から提案されました意見書第八号、携帯電話リサイクルの推進を求める意見書（案）に賛成いたします。

○議長（辻本黎士） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第八号については、六番大国正博議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

-----  
○議長（辻本黎士） 次に、四十三番梶川虔二議員より、意見書第九号、「嫡出推定」に関する民法改正と救済対象の拡大を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、梶川虔二議員に趣旨弁明を求めます。――四十三番梶川虔二議員。

◆四十三番（梶川虔二） 意見書第九号、「嫡出推定」に関する民法改正と救済対象の拡大を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第九号

「嫡出推定」に関する民法改正と救済対象の拡大を求める意見書（案）

「婚姻の成立の日から二百日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取り消しの日から三百日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する」という嫡出推定を規定した民法第七百七十二条第二項は、一八九八年当時、父親の子への責任放棄をさせないため「早期の身分保障」「子の福祉」の観点から設けられたものである。しかしながら、施行より百十年あまりが経過し、規定の趣旨とその実態との間に乖離が生じ、出生の届け出が行われず無戸籍となり、不利益を被っている子どもの存在が明らかになった。

法務省は、二〇〇七年五月、無戸籍児の救済のため、離婚後の妊娠が医師の証明書で確認できれば「現父の子」としての出生届を認める通達を出した。しかし、家庭内暴力のため離婚手続が遅れる例など、離婚前の妊娠でも社会通念上やむを得ないケースが存在するため、通達による救済の対象となるのは、法務省の推定では一割に留まるといわれている。

家族関係についての意識も変化し、離婚・再婚の増加など、明治時代には予想もしなかった社会変化が生じているとともに、親子関係が科学的に立証可能である今日、離婚前の妊娠を一律に「前夫を父親」とする法規定は、今や不合理なものとなっている。

一九九四年に日本が批准承認している「児童の権利に関する条約」七条は、「児童は出生後直ちに登録され、氏名を有し、国籍を持つ権利を保障される」としている。

よって、国におかれては、子どもの人権と福祉を最優先に、戸籍が事実と異なる記載とならないよう、次の事項を求める。

1 民法第七七二条の嫡出推定に関する見直し、関係する子の氏を定める戸籍法や婚姻に関する法律との整合性を図ること等も含め、現実に即した法改正を行うこと。

2 法改正までの間、通達による救済の範囲を広げること。また、親子（父子）関係不存・嫡出否認等の家事調停・審判の手続きの簡略化等、運用面でのさらなる見直しを行うこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十年七月十日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（辻本黎士） 二十番山村幸穂議員。

◆二十番（山村幸穂） ただいま梶川虔二議員から提案されました意見書第九号、「嫡出推定」に関する民法改正と救済対象の拡大を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（辻本黎士） 二十九番藤本昭広議員。

◆二十九番（藤本昭広） ただいま梶川虔二議員から提案されました意見書第九号（案）に賛成します。

○議長（辻本黎士） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第九号については、四十三番梶川虔二議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

-----  
○議長（辻本黎士） しばらく休憩します。

△午後一時四十八分休憩

-----  
△午後十時十六分再開

○議長（辻本黎士） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事審議の都合により副議長と交代します。

（副議長中野雅史、議長辻本黎士にかわり議長席に着く）

-----  
○副議長（中野雅史） 次に、三十五番辻本黎士議員から議長の辞職願が提出されましたので、この許可の件を議題とします。

お諮りします。

三十五番辻本黎士議員の議長辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よつて、辻本黎士議員の議長辞職は許可することに決しました。

次に、辻本黎士議員のごあいさつがあります。

◆三十五番（辻本黎士） （登壇）議長の辞任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

私、昨年の五月臨時県議会におきまして、多数の議員各位のご推挙により、議長の要職につかせていただき、その間、議員の皆さん方はじめ、理事者の皆さん方には温かいご支

援、ご協力を賜り、微力でございましたが、その大任を果たすことができましたこと、心より厚く御礼申し上げます。今後とも、県政発展のために努力してまいる所存でございますので、より一層のご指導、ご鞭撻賜りますよう、ごあいさついたします。

ありがとうございました。(拍手)

-----  
○副議長（中野雅史） ただいまより議長選挙を行います。

なお、選挙の方法は、投票によることとします。

次に、会議規則第二十四条の規定により議場の出入口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

なお、ただいまの出席議員数は四十四人であります。

次に、投票点検のため、

三番	井岡正徳議員
十六番	森山賀文議員
二十四番	奥山博康議員

の三人を立会人に指名します。

被指名人に、ご異議はないものと認めます。

次に、投票用紙を配布します。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

(投票用紙配布)

投票用紙の配布もれはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、投票箱を点検します。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

まず、立会人の方から、ご投票願います。

(立会人投票)

次に、一番小林茂樹議員から、順次ご投票願います。

(各員投票)

投票もれはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって投票を終了します。

次に、投票を点検します。

立会人に点検を願います。

(投票点検)

投票人員四十四人、投票総数四十四票、符合しております。

開票します。

(開票)

開票の結果を報告します。

投票総数四十四票。

有効投票四十四票のうち、

川口正志議員 二十三票

小泉米造議員 七票

山下 力議員 九票

山村幸穂議員 五票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は十一票です。

したがって、川口正志議員が議長に当選されました。

これをもって、議長選挙を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

次に、ただいまご当選の川口正志議員から就任のごあいさつがあります。

○議長(川口正志) (登壇)議長就任に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

このたび、多数の議員各位のご支持により議長に選出いただき、謹んで厚く御礼申し上げます。誠に光栄に存じますとともに、職責の重大さに身の引き締まる思いでございます。この上は、微力ではございますが、県政の進展と円滑な議会運営のため最善の努力をしまいる所存ですので、議員の皆様、並びに知事をはじめ、理事者の皆様方には、何とぞ格別のご指導とご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

(議長川口正志、副議長中野雅史にかわり議長席に着く)

-----  
○議長(川口正志) 次に、十三番中野雅史議員から副議長の辞職願が提出されましたので、この許可の件を議題とします。

お諮りします。

十三番中野雅史議員の副議長辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、中野雅史議員の副議長辞職は、許可することに決しました。

次に、中野雅史議員のごあいさつがあります。

◆十三番(中野雅史) (登壇)副議長の辞任に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。



昨年の五月臨時県議会におきまして、多数の議員の皆様のご推挙を賜り副議長に選出いただきました。以来、今日まで、議員の皆様方の温かいご指導、ご鞭撻を賜り、また、知事はじめ関係各位のご協力を賜り、副議長の重責を果たすことができましたこと、心より厚く御礼申し上げます、簡単でございますが、辞任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

-----  
○議長（川口正志） ただいまより副議長選挙を行います。

なお、選挙の方法は投票によることとします。

次に、会議規則第二十四条の規定により議場の出入口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

なお、ただいまの出席議員数は四十四人であります。

次に、投票点検のため、

三番	井岡正徳議員
十六番	森山賀文議員
二十四番	奥山博康議員

の三人を立会人に指名します。

被指名人に、ご異議はないものと認めます。

次に、投票用紙を配布します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

(投票用紙配布)

投票用紙の配布もれはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、投票箱を点検します。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

まず、立会人の方から、ご投票願います。

(立会人投票)

次に、一番小林茂樹議員から、順次ご投票願います。

(各員投票)

投票もれはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって投票を終了します。

次に、投票を点検します。

立会人に点検を願います。

(投票点検)

投票人員四十四人、投票総数四十四票、符合しております。  
開票します。

(開票)

開票の結果を報告します。  
投票総数四十四票、有効投票四十四票。  
有効投票のうち、

神田加津代議員	二十三票
田尻 匠議員	九票
粒谷友示議員	七票
今井光子議員	五票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は十一票です。  
したがって、神田加津代議員が副議長に当選されました。  
これをもって、副議長選挙を終了します。  
議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

次に、ただいまご当選の神田加津代議員から就任のごあいさつがあります。

◆副議長（神田加津代）（登壇）副議長就任に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま多数の議員の皆様のご支援により副議長に選任いただきましたこと、身に余る  
光栄であり、心より感謝申し上げます。この上は、微力ではございますが、議長の補佐役  
として奈良県政の進展のために全力で任務に精励してまいり所存でございますので、何と  
ぞ皆様の格別のご指導とご協力を心よりお願い申し上げます。就任のごあいさつとさせ  
ていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（川口正志） しばらく休憩します。

△午後十時四十九分休憩

-----  
△午後十一時四十五分再開

○副議長（神田加津代） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りします。

会期延長の件を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、会期延長の件を議題とします。

お諮りします。

議事の都合により、七月十一日まで会期を一日間延長したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決めます。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決めます。

明、七月十一日の日程は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長、副委員長及び委員の辞職及び同選任、議会運営委員会の閉会中の審査事件の上程と同採決、追加議案の上程及び同採決とし、七月十一日の会議は議事の都合により、特に午前零時一分に繰り上げて開くことにします。

本日はこれをもって延会します。

△午後十一時四十七分延会